

## 平成27年 多賀城市教育委員会第11回定例会会議録

- 1 会議の年月日 平成27年11月25日(水)
- 2 招集場所 市役所5階 501会議室
- 3 出席委員 委員 菊池 すみ子 委員 今野 喜弘  
委員 樋渡 奈奈子 教育長 菊地 昭吾
- 4 欠席委員 委員長 浅野 憲隆
- 5 説明のため出席した事務局職員  
副教育長兼教育総務課長 大森 晃  
学校教育課長 高砂 弘之  
生涯学習課長 萱場 賢一  
文化財課長 郷右近 正晃  
参事兼教育総務課長補佐 佐藤 良彦
- 6 傍聴人 なし
- 7 記録係 教育総務課副主幹 伊東 芳恵
- 8 開会の時刻 午後1時
- 9 議事日程  
日程第1 前回会議録の承認について  
日程第2 会議録署名委員の指名について  
日程第3 諸般の報告  
事務事業等の報告  
日程第4 議事  
議案第25号 多賀城市いじめ問題対策連絡協議会等設置条例に対する  
意見について  
議案第26号 指定管理者の指定に対する意見について(多賀城市文化  
センター)  
議案第27号 指定管理者の指定に対する意見について(多賀城市社会  
体育施設等)  
議案第28号 多賀城市立学校の管理に関する規則の一部を改正する規  
則について  
報告第4号 多賀城市立図書館移転事業の進捗状況について  
日程第5 その他

委員長職務代理者

本日は、浅野委員長が所用により欠席しておりますので、委員長に代わり、委員長職務代理者である私、菊池が職務を行います。

ただいまの出席委員は4名であります。定足数に達しておりますので、これより平成27年第11回定例会を開会します。

## **日程第1 前回会議録の承認について**

### **委員長職務代理者**

はじめに、第10回定例会、第6回臨時会の会議録について、承認を求めます。

会議録については、事前にお配りをいたしておりますので、本日は朗読を省略します。第10回定例会等の会議録について承認を求めますが、御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

### **委員長職務代理者**

異議がないものと認め、第10回定例会、第6回臨時会の会議録については、承認されました。

## **日程第2 会議録署名委員の指名について**

### **委員長職務代理者**

続きまして、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、多賀城市教育委員会会議規則第22条第3項の規定により、樋渡委員、今野委員を指名します。よろしくお願いいたします。

## **日程第3 諸般の報告について**

### **事務事業等の報告**

### **委員長職務代理者**

これより、本会議に入ります。事務事業等の報告について、教育長の説明を求めます。

### **教育長**

諸般の報告をいたします。平成27年第10回教育委員会定例会以降の事務事業の執行状況及び諸会議等の状況は、次のとおりです。

教育総務課関係、11月1日、「平成27年度市政功労者表彰式典」が文化

センターで行われ、教育文化功労として6名が表彰を受けました。

1 1月4日、第6回教育委員会臨時会が開催され、「議案第24号 多賀城市いじめ防止基本方針」及び「報告第3号 多賀城市立図書館移転事業の進捗状況」の2件について承認されました。

1 1月8日、「平成27年度多賀城市総合防災訓練」が行われました。教育委員会関係では、災害発生時の初期行動訓練として、市内小中学校の全児童生徒、保護者、教職員の参加による、地域の一次避難所から大規模災害時の指定避難所への移動訓練や、通信手段が途絶えたとの想定による学校施設、社会教育施設の被災状況把握訓練等を実施しました。

1 1月10日、「平成27年度宮城県教育委員会、市町村教育委員会教育懇話会全体会議が仙台市で開催され、浅野委員長が出席しました。

1 1月12日、「平成27年度仙台管内教育委員会協議会教育委員研修会が塩竈市で開催され、浅野委員長、菊池委員、樋渡委員が出席しました。

学校教育課関係、市内小学校の就学時健診につきましては、10月22日に多賀城小学校、10月27日に天真小学校、11月6日に城南小学校、11月11日に多賀城東小学校、11月18日に多賀城八幡小学校、11月20日に山王小学校で実施し、これで「平成28年度入学予定児童の就学時健康診断」が終了いたしました。来年度の市内小学校への入学予定者数は、11月10日現在で523名となり、昨年度より43名の減となる予定です。

1 1月6日、「塩竈地区障害児就学指導委員会」が開催され、本市においては、在籍児童19名、来年度入学予定児童15名について答申をいただきました。この後、保護者との面談を踏まえ、特別支援学級や支援学校への入級・入学等の手続きを進めてまいります。

1 1月14日、「高崎中学校の開校20周年記念式典」が市長、教育長等、多くの関係者が出席の下、盛会裏に開催されました。

生涯学習課関係、10月29日、中央公民館主催、今年度6回目の「多賀城大学」を市民会館展示室で開催しました。講師に鹿郷健二さんをお招きして「家系図からみた日本の歴史」と題した講演を行い、56名が参加しました。

1 1月1日、「スポーツフェスティバル」が市民プールで開催され、376名の参加者が記録会や健康相談などアクアスポーツを楽しみました。

1 1月2日から、天真小学校、城南小学校での「放課後子ども教室」を開設しました。これで、市内全小学校において「わくわく広場事業」を実施することとなります。

1 1月3日、「多賀城市芸術文化協会 第43回文化祭」が文化センターを会場に開催され、舞踊や楽器演奏などの舞台発表や、生け花、書道の展示、お茶

席等へ、920名の来場者がありました。

11月6日及び13日、成人教育事業「女性のためのワインを楽しむ講座」を中央公民館で開催し、24名の参加者がワインを楽しむための知識を学びました。

11月7日、「第34回市民音楽祭」が文化センターで開催され、合唱や吹奏楽など市内で活動している24団体が参加し、1,105名の来場者がありました。

11月7日、「第14回多賀城あぜみち駅伝大会」が多賀城八幡小学校を会場に開催され、248名の参加がありました。

11月11日、大代地区公民館主催の成人教育事業「消費者講座」を行い、弁護士から最近の消費者トラブル事例について17名の参加者が学びました。

11月17日、市内に本社がある東邦アセチレン株式会社から、同社の創立60周年記念事業の一環として、移転する多賀城市立図書館に対して児童向け図書1,148冊（約300万円相当）が寄贈されました。

文化財課関係、11月1日、平成27年度企画展として「多賀城海軍工廠展」を埋蔵文化財調査センター展示室で開会しました。会期は、平成27年12月20日までとなっており、開催初日には、オープニングセレモニーを行いました。

11月1日、山王遺跡千刈田地区において、「地区住民による花の植栽」が行われ、文化財課長等が出席いたしました。この事業は平成21年から、特別史跡維持管理業務の一環として実施しているものです。11月8日には、同地区で「山王区民秋まつり（さんのう万葉餅つき大会）」が行われ、多賀城鹿踊クラブが踊りを披露しました。

11月2日、「名勝おくのほそ道の風景地「壺碑（つぼの石ぶみ）・興井・末の松山」保存活用計画策定委員会議」を市役所で開催しました。

11月6日、「史都多賀城 歴史観光講座」の第1回目を中央公民館で開催しました。本講座は全6回の開催を予定しています。

11月11日、12日、「全国史跡整備市町村協議会第3回役員会」及び、「50周年記念式典及び臨時大会」が東京都で開催され、市長、文化財課長が出席いたしました。大会終了後、文化財関係予算獲得のため、関係省庁及び国会議員へ陳情活動を行いました。

平成27年11月25日提出、教育長、以上でございます。

#### **委員長職務代理者**

ただいまの教育長の事務事業等の説明について、何か質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

## 委員長職務代理者

質疑がないものと認め、事務事業等の報告を承認します。

## 日程第4 議事

### 議案第25号 多賀城市いじめ問題対策連絡協議会等設置条例に対する 意見について

## 委員長職務代理者

次に、議案第25号多賀城市いじめ問題対策連絡協議会等設置条例に対する意見について、教育長の説明を求めます。

## 教育長

議案第25号多賀城市いじめ問題対策連絡協議会等設置条例に対する意見について、担当課長から説明させます。

## 委員長職務代理者

副教育長。

## 副教育長

議案第25号多賀城市いじめ問題対策連絡協議会等設置条例に対する意見について、このことについて、市長から意見を求められたので、異議ない旨、意見を申し出るものです。

次の4ページをご覧ください。議会に提案する議案の内容になります。5ページから8ページまでが、条例案文になりますが、はじめに、9ページから11ページまでの議案関係資料で、その内容をご説明いたします。9ページをご覧ください。

はじめに、これまでの経過をお話いたします。いじめ防止対策関係ですが、これまで、「多賀城市いじめ防止基本方針」の策定に向け、9月25日の教育委員会定例会で、国のいじめ防止対策推進法の制定経過をご説明し、多賀城市の基本方針について、審議いただきご意見をいただきました。

そして、10月21日の教育委員会臨時会、11月4日の同じく臨時会では、「多賀城市いじめ防止基本方針」の内容を引き続き審議いただき、基本方針の決定をいただいたところです。

この基本方針は、多賀城市と多賀城市教育委員会の連名で策定するということで、市内部におきましても、11月11日の行政経営会議で、基本方針の決定を受けたところです。

本日は、そのいじめ防止対策推進法と、「多賀城市いじめ防止基本方針」の規定に基づいて、多賀城市いじめ問題対策連絡協議会等を設置する条例について、議案として提案しているということでございます。

9 ページからの資料の内容につきましては、これまで既に詳しくご説明している部分も含まれておりますので、そのような部分は、詳細の説明は省略させていただきます。

9 ページの1 条例制定の背景につきましては、（1）いじめ防止対策推進法の施行、（2）本市におけるいじめの防止等のための対策の経過、（3）本市におけるいじめの防止等のための対策の課題、とありますが、それぞれ、これまで既に説明してきた内容でございますので、本日は説明は省略させていただきます。

2 の多賀城市いじめ防止基本方針の概要ですが、平成27年11月に策定し、10 ページにかけて基本方針の内容の項目を記載しております。こちらでも、これまで定例会・臨時会を通して、説明してきたとおりでございます。

3 の条例に定める内容ですが、これは、11月4日の臨時会で、条例の構成をご説明いたしました。内容的には大きく変わっている部分はありませんが、こちらにつきましては、条例の条文が整理されたということもございませぬので、改めてご説明いたします。

条例は、一つの条例で、3つの組織を規定するため、総則を第1章とし、第2章から第4章までで、こちらにありますとおり、3つの組織をそれぞれ規定しております。10 ページをご覧ください。

第1章総則では、条例の趣旨を定めておまして、（1）ですが、この第2章では、多賀城市いじめ問題対策連絡協議会を規定しています。

アの設置は、第2条関係ですが、この連絡協議会を設置するという規定です。イの所掌事務は、第3条関係ですが、この協議会の所掌事務を規定しているものです。いじめ防止等に関係する機関、団体の連携と、いじめ防止等の対策推進のための連絡・調整を行う組織になります。ウの組織、第4条関係、エの委任は、第5条関係ですが、連絡協議会は、教育委員会が規則で定める機関・団体によって構成すること、組織運営について必要な事項は規則で定めることとするものです。

次に、（2）ですが、第3章では、多賀城市いじめ問題専門委員会を規定しています。アで設置を規定し、第6条関係です。イでは、所掌事務を規定しています。第7条関係です。所掌事務ですが、大きく2点ありまして、一つは、いじめの防止等のための対策について、調査審議することと、二つ目は、重大事態が発生した場合の、事実関係を明確にする調査を行うことです。

11ページになりますが、ウでは、第8条関係ですが、組織の人数と構成メンバーの内容、エでは、専門委員会の委員の任期等を規定し、オからクまでについては、第10条から第13条までですが、会議の運営関係、それから守秘義務の関係を規定しています。

次に、(3)ですが、第4章では、多賀城市いじめ調査結果検証委員会を規定しておりますが、これは市長の附属機関として規定するものです。アは設置で、第15条関係です。イについては、第16条関係ですが、この検証委員会の、所掌事務を規定しています。所掌事務ですが、重大事態があった場合は、教育委員会は「いじめ問題専門委員会」などが行った調査結果を、法第30条の規定によって市長に報告しなければなりません。その報告に対して、市長は必要があると認めるときは、附属機関を設けて再調査を行うことができることとなります。その、再調査機関として、「多賀城市いじめ調査結果検証委員会」を設置するというものです。ウは組織で、第17条関係ですが、委員の人数・構成等を定めておまして、エは準用で、第18条関係ですが、会議の運営関係などについては、「多賀城市いじめ問題専門委員会」と同様とするというものです。

(4)は附則ですが、この条例は公布の日から施行するものです。条例の本文は、5ページから8ページまでのとおりとなります。明日、11月26日ですが、市議会全員協議会で、いじめ防止基本方針、この条例の内容等について、議会のほうに説明する予定でございます。

条例につきましては、12月の市議会に提案する予定で進めております。以上で説明を終わります。

#### 委員長職務代理者

他に質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

質疑がないものと認め、採決に入ります。議案第25号について御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

#### 委員長職務代理者

異議がないものと認め、議案第25号について原案のとおり決定します。

### 議案第26号 指定管理者の指定に対する意見について (多賀城市文化センター)

## 委員長職務代理者

次に、議案第26号指定管理者の指定に対する意見について、教育長の説明を求めます。

## 教育長

議案第26号指定管理者の指定に対する意見について、担当課長から説明させます。

## 委員長職務代理者

生涯学習課長。

## 生涯学習課長

それでは、「議案第26号 指定管理者の指定に対する意見について」を説明させていただきます。

本案件は、多賀城市文化センターに係る指定管理者の指定に関する市議会提出議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、市長から意見を求められたものです。

13ページをご覧ください。市長から意見を求められた議案について説明いたします。1の「指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称」は、(1)多賀城市民会館、(2)多賀城市中央公民館、(3)多賀城市埋蔵文化財調査センター、とするものです。

2の「指定管理者となる団体」は、JM共同事業体です。構成団体は2社で、株式会社JTBコミュニケーションズ、東京都品川区上大崎二丁目24番9号、もう1社が三菱電機ビルテクノサービス株式会社、東京都千代田区有楽町一丁目7番1号。代表団体は、株式会社JTBコミュニケーションズです。

3の「指定の期間」は、平成28年4月1日から平成33年3月31日まで、とするものです。

本案件に関しては、10月28日開催の教育委員会第10回定例会に提出し、決定いただいた議案第22号「指定管理者の候補者について」と公の施設の表記において一部異なる点も見受けられますが、同一の施設を示しており、その他についても同様の内容で調製されていることから、12ページのとおり、市長に対して異議のない旨を申し出ることとするものです。

なお、14ページから26ページまでの市議会提出議案資料につきましては、教育委員会第10回定例会において説明させていただいた議案22号関係資料と同様の内容となっておりますので、説明は省略させていただきます。

以上で説明を終わらせていただきます。

## 委員長職務代理者

ただいまの説明について、何か質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

質疑がないものと認め、採決に入ります。議案第26号について御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

#### **委員長職務代理者**

異議がないものと認め、議案第26号について原案のとおり決定します。

### **議案第27号 指定管理者の指定に対する意見について (多賀城市社会体育施設等)**

#### **委員長職務代理者**

次に、議案第27号指定管理者の指定に対する意見について、教育長の説明を求めます。

#### **教育長**

議案第27号指定管理者の指定に対する意見について、担当課長から説明させます。

#### **委員長職務代理者**

生涯学習課長。

#### **生涯学習課長**

それでは、「議案第27号 指定管理者の指定に対する意見について」を説明させていただきます。

本案件は、社会体育施設等に係る指定管理者の指定に関する市議会提出議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、市長から意見を求められたものです。

28ページをご覧ください。市長から意見を求められた議案について説明いたします。1の「指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称」は、(1)多賀城市総合体育館、(2)多賀城市市民プール、(3)多賀城市市民テニスコート、(4)多賀城公園野球場、(5)中央公園サッカー場、(6)中央公園多目的グラウンドA、(7)中央公園多目的グラウンドB、とするものです。

2の「指定管理者となる団体」は、特定非営利活動法人多賀城市民スポーツクラブ、宮城県多賀城市下馬五丁目9番3号、です。

3の「指定の期間」は、平成28年4月1日から平成33年3月31日まで、とするものです。

本案件に関しては、10月28日開催の教育委員会第10回定例会に提出し、決定いただいた議案第23号「指定管理者の候補者について」と公の施設の表記において一部異なる点も見受けられますが、同一の施設を示しており、その他についても同様の内容で調製されていることから、27ページのとおり市長に対して異議のない旨を申し出ることとするものです。

なお、29ページから39ページまでの市議会提出議案資料につきましては、教育委員会第10回定例会において説明させていただいた議案23号関係資料と同様の内容となっておりますので、説明は省略させていただきます。

以上で説明を終わらせていただきます。

#### **委員長職務代理者**

ただいまの説明について、何か質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

質疑がないものと認め、採決に入ります。議案第27号について御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

#### **委員長職務代理者**

異議がないものと認め、議案第27号について原案のとおり決定します。

### **議案第28号 多賀城市立学校の管理に関する規則の一部を改正する規則について**

#### **委員長職務代理者**

次に、議案第28号多賀城市立学校の管理に関する規則の一部を改正する規則について、教育長の説明を求めます。

#### **教育長**

議案第28号多賀城市立学校の管理に関する規則の一部を改正する規則について、担当課長から説明させます。

#### **委員長職務代理者**

学校教育課長。

#### **学校教育課長**

それでは、議案第28号多賀城市立学校の管理に関する規則の一部を改正

する規則について、ご説明いたします。

この案件につきましては、平成27年第10回教育委員会定例会終了後にご説明いたしましたが、学校事務の共同実施に向けたものでございます。現在、原則単数で配置されております学校事務職員が連携し、共同で集中的、組織的に事務処理するもので、県内34市町村において平成28年度までにすべて導入が計画されております。多賀城市立小・中学校におきましても、平成28年度からの正式導入を目指して、準備を重ねてきました。この度、運用面での素案がまとまりましたことから、今回の教育委員会へ付議することとなったものです。

議案書の41ページをご覧ください。今回の一部改正は、多賀城市立学校の管理に関する規則の第5章職員編制、第18条の5の次に、（学校事務の共同実施組織）第18条の6として記載の条文を加えるものでございます。42ページの新旧対照表もあわせてご覧ください。

条文にございますように、学校事務の共同実施は、学校における効率的、効果的な事務処理体制の確立と事務機能強化を図り、教育活動の支援を行うために学校事務支援室を設置するものでございます。

41ページですが、第18条の6の2としまして、学校事務支援室の組織、運営及び業務等に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める、とありますが、43ページをご覧ください。議案第28号関係資料でございますが、多賀城市学校事務支援室運営規程案としまして、学校事務支援室の組織、運営及び業務等に関し必要な事項を定めております。

ここでは、規程からポイントを絞ってご説明いたします。第2条です。学校事務の共同実施を行うため多賀城市学校支援室を置きます。45ページをご覧ください。支援室の共同実施拠点校を多賀城小学校とし、事務局を置きます。その他9校の小・中学校を連携校とします。

43ページにお戻りください。第5条です。支援室の事務職員は自身が勤務する学校、すなわち拠点校を除いては、連携校の事務職員の身分を保有したまま拠点校の職務を兼務することになります。支援室の長としてグループリーダーをおきます。グループリーダーは拠点校の事務職員が務めることになり、多賀城小学校の事務職員が務めることになります。

44ページをご覧ください。第6条です。共同実施の円滑な運営と一層の推進を図るため、学校事務共同実施推進協議会を開催します。構成メンバーは、事務職員会担当の校長、事務職員、教頭会代表1名及び教育委員会事務局学校教育課長等で構成します。会長は事務職員会担当校長をもって充て、事務局長はグループリーダーをもって充てます。

なお、第8条学校事務支援室連絡会は、多賀城市の場合、支援室を一つとして始めますので、将来複数、支援室として想定されるものをご理解いただきたいと思います。

最後に、この第28号関係資料、支援室運営規程案につきましては、市長部局と精査中でありまして、最終的に文言等が変更されることがあり得ることをお含みおきいただきたいと思います。

以上で説明を終わらせていただきます。

#### **委員長職務代理者**

ただいまの説明について、何か質疑ありませんか。今野委員。

#### **今野委員**

拠点校が多賀城小学校というのは、ずっと変わらないのですか。

#### **学校教育課長**

それにつきましては、変わることはあります。第2条4項ですが、グループリーダーは多賀城市教育委員会が任命するのですが、任期は1年ですので、最短1年で拠点校が変わることはあり得ます。その場合は、運営規程の別表を変えることとなります。

#### **委員長職務代理者**

他に質疑ありませんか。樋渡委員。

#### **樋渡委員**

43ページに支援室の長として、グループリーダーを置くとあります。45ページ別表にあるように、支援室があつてそれに対して拠点校があるということですか。定義付けとして支援室の長としてのグループリーダーが、支援室の拠点校となるということですか。

#### **学校教育課長**

はい、そのとおりです。

#### **委員長職務代理者**

他に質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

質疑がないものと認め、採決に入ります。議案第28号について御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

#### **委員長職務代理者**

異議がないものと認め、議案第28号について原案のとおり決定します。

## 報告第4号 多賀城市立図書館移転事業の進捗状況について

### 委員長職務代理者

報告第4号多賀城市立図書館移転事業の進捗状況について、教育長の説明を求めます。

### 教育長

報告第4号多賀城市立図書館移転事業の進捗状況について、担当課長から説明させます。

### 委員長職務代理者

生涯学習課長。

### 生涯学習課長

それでは、報告第4号多賀城市立図書館移転事業の進捗状況について、ご説明いたします。

今月4日に開催された第6回臨時会においても市立図書館移転事業の進捗状況を説明させていただいたところですが、今回は、今月27日に開催される東日本大震災調査特別委員会に説明する案件、12月に招集される市議会定例会に提出する予定の案件に関係する内容で、前回触れなかった内容あるいはその後に進捗した内容について説明させていただきます。

54ページをご覧ください。こちらの図面が新図書館の概ねの最終プランになります。今回は新図書館の内観のイメージ図を説明させていただきましたが、それらのイメージが実際の新図書館のどの場所に当たるのかを赤い楕円形で表示させていただきました。

また、今回の説明に係る内容に関する凡例を図面右下に載せておりますので、参照いただきたいと思います。

はじめに、図面上と右側に青で塗り潰した楕円形をご覧ください。来館者数のカウント等のために設置するICゲートを表しています。これは、A棟の玄関となる東側と北側の2か所に設置します。

A棟は図書館と商業施設を一体利用することによるそれぞれの強みを活かした相乗効果を狙い、図書館エリアと商業施設エリアは複数個所で自由に行き来することができることとしています。

このため、図書館入館者数のみのカウントは行わず、図書館運営の成果については、入館者数の多寡で図るのではなく、現在の図書館での課題となっていた市民利用率の向上などによって測定することとしています。

次に黒い縁取りをした赤い丸印は、読書通帳機の設置位置になります。館内

に2台設置する予定としております。読書通帳は子どもの読書活動を推進することを目的として導入するもので、読んだ本の履歴を記録することができるものです。なお、大人の利用希望者に対しても対応する方向で現在検討を進めています。

次に赤い丸印ですが、これは1階から3階までに計11台設置する図書等の検索機の位置を示しています。1階に5台、2階に4台、3階に2台を設置する予定です。各階の配置場所については、後ほど図面で確認いただきたいと存じます。

次に図面右側下の黄色で示した部分をご覧ください。図書の貸出手続をするための場所で、自動貸出機を4台設置することとしています。

55ページをご覧ください。2階フロアの図面となりますが、左側の黄色で示した部分に、再開発ビルA棟の一体的利用と利用者の利便性に配慮して、新図書館で使用する各種カードの手続に関する総合受付を設置することで現在調整をしております。このエリアはA棟の共用部分となっており、図書館、商業施設が共同で使用することができるという位置付けとなっております。

次に、資料の57ページをご覧くださいなのですが、①の既存の図書館カードの発行手続、②の既存のTカードに図書館利用機能を付加する手続、③の新図書館カード（Tカード機能付）の発行手続は、先程御覧いただいた総合受付で行うことができます。

なお、総合受付での手続では、図書館、商業施設それぞれのスタッフが対応することとなり、それぞれの業務範囲を維持しながら連携することとなります。

恐れ入ります。50ページをご覧ください。「2 再開発ビルA棟の管理について」を説明いたします。

A棟には、「建物の区分所有等に関する法律」、いわゆる区分所有法の規定に基づき、区分所有者4者による管理組合が設立されることとなります。

管理組合ではビルの敷地及び共用部分の維持管理などの業務を行うこととなりますが、実際には、ビル管理事業者に当該業務の一部を委託することとなります。管理組合が行う具体的な業務は、(1)に記載のとおり、建物の維持管理そのものに関する業務のほか、組織管理や会計といった組合運営に関する業務など16項目ほどになります。

また、管理組合は、そのほかに、長期的に、継続して施設運営を行っていくため、施設設備等の耐用年数に応じた修繕計画を立案し、計画的に修繕を行うこととなります。具体的な業務内容は、51ページ中程にある(2)に記載のとおりです。

以上、申し上げた管理組合の業務に要する経費として、50ページのイメージ図をご覧いただきたいのですが、日常的な維持管理業務に要する経費である「管理費」並びに計画に基づき行われる修繕等に要する経費である「長期修繕積立金」について、区分所有者4者がそれぞれの共用部分の持分比率に応じて費用負担することとなります。

続いて、51ページ(3)の「多賀城市(市立図書館)が負担する経費について」を説明いたします。

A棟の敷地及び共用部分に係る多賀城市として負担する経費、これを共益費負担金とありますが、これは共有部分の持分比率に応じて毎年予算計上し、A棟の区分所有者として指定管理料とは別途支出することとなります。

共益費負担金に含まれる内訳は①と②に記載のとおりで、それぞれ、先に説明いたしました管理費、長期修繕積立金に相当します。

共益費負担金につきましては、現在精査中ですが、A棟が竣工し、市への引渡しを予定している平成28年1月中に発生するものとなりますので、1月から3月末までの間に必要となる経費を、補正予算案として12月に招集される市議会定例会には上程する予定としております。

次に、52ページをご覧ください。ここで、項目見出しに一部誤りがありましたので、恐れ入りますが、訂正をお願いいたします。正しくは「3 指定管理債務負担の変更について」で債務の「債」の字が欠落しておりました。申し訳ありませんでした。

それでは、指定管理債務負担の変更について説明いたします。新図書館の開館時期がビル建設工事の延伸にともない、指定管理業務の開始時期が、平成27年9月から平成28年3月に変更となりました。このため、資料に示すとおり、改めて債務負担行為の設定をすることとなりました。

平成28年度から31年度までの4年間で総額10億8,960万円を限度額として再設定するものです。なお、債務負担行為の再設定に伴い、指定管理料の再精査をした結果、1年間当たりの限度額を2億8,300万円から2億7,240万円とし、約1千万円の減額をしております。

次に53ページをご覧ください。今後のスケジュールについて説明いたします。11月30日ですが、現在の図書館・本館が閉館となります。約37年間に亘る伝上山地区での取組に幕を下ろすこととなります。なお、地区公民館内の分室と移動図書館車は12月いっぱい運営することにしております。

年が明けて1月の下旬にはA棟の竣工、引渡しの予定となっており、同日から管理組合による施設の維持管理業務がスタートいたします。その後、2月上旬からは、図書の搬入及び電算機器等の設置業務に入る予定としておりま

す。また、2月中旬には、開館に先立ち、図書館利用カードの事前手続きを市内各所で行う予定としております。詳細については、決定次第、広報誌やホームページ等を通じ市民の皆さんにお知らせすることとしています。最後に、新図書館は、3月18日及び19日に内覧会を実施した後、3月21日開館・オープンを予定しております。

以上で説明を終わらせていただきます。

#### **委員長職務代理者**

3月21日の図書館オープンに向けて、細やかな説明を受けました。ただいまの説明について、何か質疑ありませんか。今野委員。

#### **今野委員**

ICゲートですが、商業施設側と両方の積算になるのですか。

#### **生涯学習課長**

場所としては商業施設側にも設置されるということです。

#### **今野委員**

図書館単体での利用者数は、把握はできないということですか。

#### **生涯学習課長**

図書館と商業施設の仕切りの部分には、出入り口が数箇所ありますし、2階の部分も同様です。すべての場所に設置するのは、経費もかかりますし、出入りも激しくなるだろうと思われます。一人の方が何回もカウントされるというのも数字として信憑性の低いものになりますので、この建物は商業施設と図書館のそれぞれの強みを活かし相乗効果を持った施設運営をするということにしておりますので、A棟全体で人数を把握することにしていきたいと思っております。

ただ、先ほども申し上げましたように、図書館がどれくらい利用されているのかということにつきましては、現在、市民利用率が低いという課題がありますので、その部分が向上するような形で、数字を抑えられればと思っております。

#### **今野委員**

図書館単体での来館者数、例えば何万人達成というものは、把握はできないということですか。

#### **生涯学習課長**

はい、そのようになります。

#### **委員長職務代理者**

他にございませんか。樋渡委員。

#### **樋渡委員**

4 箇所の青い I C ゲートがありますが、図書館側では図書館に入った数だけはカウントできるのではないですか。それとキッズルームのほうには、図書館のほうからと、商業施設から行けるようになっているのですか。

#### **生涯学習課長**

5 4 ページの右側の I C ゲートの二股に分かれている部分では、図書館に最初に入った方はわかります。ただ、真ん中に高架書架が設置されておりまして、商業施設側と図書館側の仕切りになっています。この書架の間というのが、何箇所か切れ間がありまして、出入りが自由にできるようになっています。

そういったことからこの I C ゲートを通らないで、商業施設側から図書館に入る方も相当数見込まれることとなります。また、図書館を見て商業施設へ、商業施設を見て図書館へと行ったり来たりすることも想定されます。そういったことはそれぞれの施設の強みや良さをわかっているには必要なことだとも思っています。ですから正確には把握できないということになります。

確かに 1 箇所の I C ゲートは図書館側へ入る方になりますが、この部分のカウントで全体を見るのは難しいと思っています。

#### **樋渡委員**

図書館に立ち寄ったという数にはなるけれども、プラスアルファということになるということですね。

#### **生涯学習課長**

全体として、この再開発ビル A 棟にいらっしゃった方という形での把握の仕方になるということです。二点目のキッズコーナーにつきましては、商業施設を通っても、図書館を通ってもどちらからも入れるということになります。

#### **樋渡委員**

2 階は、商業施設側からも図書館に入れるということですね。

#### **生涯学習課長**

2 階につきましても、1 階と同様に商業施設側と図書館の間は、行き来ができるようになっております。

#### **委員長職務代理者**

他にございませんか。樋渡委員。

#### **樋渡委員**

検索機に関しては、1 階には 5 箇所ありますが、一つの検索機では複数の人が利用できるのでしょうか。あるいは、一人が検索していれば、他の人は待たなくてはならないのでしょうか。

#### **生涯学習課長**

これは、大きなものではなく、一人が使うようなコンパクトなものになって

おります。1箇所ではお一人ですので、少しお待ちいただくか、他の場所の検索機をお使いいただくことになろうかと思えます。

#### **樋渡委員**

あとは司書のところでもできるということですね。ありがとうございます。

#### **委員長職務代理者**

他にございませんか。今野委員。

#### **今野委員**

2階フロアの図書館カード等発行場所ですが、図書館カードを発行するのですが、新規利用者は必ず2階に上がらないとだめだということですか。

#### **生涯学習課長**

ゆくゆくは1階でも発行を予定していますが、開館当初は多くの方がいらっしやって混雑すると思っております。ですから複数の箇所というより、1箇所ですべてまとめて手続きしたほうが利用しやすいと思っております。当面はこの場所ですべて手続きをしていきたいと思っております。

#### **樋渡委員**

その時には、カウンターに何人か対応する人がいて、4人に対応するとか、一人に対応するとか、順番に待たなければならないのですか。

#### **生涯学習課長**

実際の交付手続きでは、利用者の方をお待たせすることのないように、配慮していきます。指定管理者や商業施設側のスタッフがどういう形で従事できるかということについては、調整をしていきたいと思えます。

#### **委員長職務代理者**

他にございませんか。今野委員。

#### **今野委員**

52ページですが、指定管理料が下がったのはいいのですが、なぜ下がったのか、その根拠、理由を教えてください。

#### **生涯学習課長**

指定管理料が、1,000万円ほど下がっていますが、再積算をしております。最初に積算した時から、建物の内容が決まってくると、実際に光熱水費がどのくらいかかるのかということが具体的に積算が可能になってきます。

もう一つはスタッフの人件費に係る部分ですが、具体的にどういう方を貼り付けるのか、指定管理者側でだんだん具体化してきたということもあります。そういった様々な要因で、内容が具体化してきたことに伴って、金額等の精査ができたということになります。

#### **委員長職務代理者**

他にございませんか。一つよろしいですか。来館者のチェックですが、先ほど今野委員から出ました。商業施設から入ってくる人もいますが、目標に近づくようにするには、どのように考えていますか。

#### 生涯学習課長

純粹に図書館に用事があってきた方の人数の把握はなかなか難しいとお思います。商業施設の書店の部分と自由に行き来ができるということがありますので、出入り口で完全に数値を押さえてというよりも、施設を往復した人数という、実際の図書館利用者数とはだいぶかけ離れたものになってしまいます。

今回、2箇所にてゲートを集約しましたが、これについては元々の取組である商業施設と図書館とのコラボレーション、この部分により多くの効果を狙うということがありますので、建物全体での来館者数を押えていくことでいいのではないかとおと思っています。

図書館の移転に当たっては、さまざまな課題を抱えていました。市民の利用者が一部に偏っているとか、市民の利用者が1割に満たないとかがありましたので、今回どういうところに力を入れていくのかということに関しましては、市民の利用率を上げていこうということがあります。市民で利用カードの交付を受けている方であるとか、実際に図書を借りている人数がどのくらいいるのかとか、実際に市民の利用率がどのくらい向上したのかということで、成果を測っていきたいとお思います。

#### 委員長職務代理者

人数の関係は、難しいところもあります。一人でも多くの方たちの利用が狙いでもあるかとお思います。他に質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

質疑がないものと認め、報告第4号は承認をいたします。

### 日程第5 その他

#### 委員長職務代理者

次にその他に入ります。各委員から特に議題にしたい事項などありましたらお願いします。

(「なし」の声あり)

ありませんか。私からひとつ、再三同じことを申し上げますが、今度JMが第2期に入ります。先月の第10回の時もその他でお話しましたが、ぜひ、中学生を対象にして、文化センターに来るいいものがあれば、校長会や教頭

会で相談しながら、情操教育にもなりますので、次世代利用者層の深耕とうたっている部分で、話し合いをしていいものを中学生や子ども達に、見せてあげられたらと思います。第2期ということもありますので、そういう点に力を入れていただけたらと思います。職員の方々に考えていただき、進めていただければと思います。

#### 委員長職務代理者

他にございませんか。ないようですので、本日の議案等の審議はすべて終了します。これをもって、多賀城市教育委員会第11回定例会を終了いたします。

午後2時5分閉会

この会議録の作成者は次のとおりである。

教育総務課 副主幹 伊東 芳恵

この会議録の正確なことを認め、ここに署名する。

平成27年12月22日

#### 多賀城市教育委員会

委員長  
職務代理者

印

委員

印

委員

印